特定役務の調達について、次のとおり公募型プロポーザルにより業務委託業者の選定を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約に係るものです。

また、この公告による調達は、上限価格の事前公表を行うものです。

令和６年　６月１２日

奈　良　県　知　事

第１　公募型プロポーザル公告に付する事項

１　委託業務名

事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託

２　委託期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

３　委託上限額

１００，０００，０００円（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）

（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。）

第２　参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独の法人又は代表者と構成員から構成される複数の法人による連合体（以下「法人等」という。）であることとし、法人等は次に掲げる要件のすべてに該当する者とします（ただし、連合体の構成員が単独で又は他の連合体の構成員として参加していないこと。）。

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

２　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

３　物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成７年１２月奈良県告示第４２５号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類「Q役務の提供」、中分類「２電算業務」、又は大分類「Q役務の提供」、中分類「４検査・分析・調査業務」に登録をしている者であること。（ただし、参加意向申出書提出時点において登録が認められていれば可とします。）

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟１階）

電話番号　０７４２－２７－８９０８（ダイヤルイン）

４　官公庁又は本県と同規模の企業・団体からの委託実績を有する者であること。

5　この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

第３　提案書等の提出場所等

1　参加意向申出書（様式１～７）、提案書（様式８～14）等の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称並びに問合せ先

〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地
奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課公共交通計画係
電話番号　０７４２－２７－８９３９（ダイヤルイン）

2　業務説明書等の交付方法等

（1）　交付方法

奈良県県土マネジメント部リニア・地域交通課のホームページからのダウンロード
https://www.pref.nara.jp/66517.htm

（2）交付期間

令和６年６月１２日（水）から令和６年７月２２日（月）まで

3　参加意向申出書等の提出

（1）　直接持参する場合

令和６年７月２２日（月）の午後５時まで（日曜日、土曜日、祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）に限ります。）に、１に示す場所に提出してください。

（2）　郵便により提出する場合

書留郵便のほか、簡易書留、宅配便とし、手渡したことが証明される方法に限り、令和６年７月２２日（月）の午後５時までに到着するようにしてください。

4　提案書の提出

（1）　直接持参する場合

令和６年８月９日（金）の午後５時まで（日曜日、土曜日、祝日を除く午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）に限ります。）に、１に示す場所に提出してください。

（2）　郵便により提出する場合

書留郵便のほか、簡易書留又は宅配便とし、令和６年８月８日（木）の午後５時までに１に示す場所に到着するようにしてください。

第４　その他

1　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2　契約保証金

契約の相手方は、契約金額の１００分の１０に相当する額の契約保証金を納付する

ものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条第１項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

3　参加者に要求される事項

（１）　この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、実施説明書で示すとおり、第２に関し、事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託に係る参加意向申出書等（以下「参加意向申出書等」といいます。）を令和６年７月２２日（月）の午後５時までに第３の１に示す場所に提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりません。

　なお、参加者は、提案書の提出日の前日までの間において、奈良県から参加意向申出書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

（２）　参加意向申出書等に基づき第２の規定に該当すると認められる者であって、第３の３に定める期限までに提案書を提出したものを参加者とします。

（３）　参加意向申出書等を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、この公募型プロポーザルに参加することができません。

（４）　参加者は、所定の提案書を作成し、所定の場所に、所定の期限までに提出してください。

（５）　参加者は、その提出した提案書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

4　契約書作成の要否

要します。

5　技術提案書提出者の選定及び通知

①選定について

　提出された参加意向申出書等について、「受託業者を特定するための評価基準」のうち、「企業の経験及び能力」（計 20 点）について審査し、上位５者程度選定します。

②通知について

　参加意向申出書等を提出した者に対して、①により選定された場合は「技術提案書提出依頼書」により技術提案書の提出を依頼します。また、①により選定されなかった場合は「非選定通知書」により通知します。

③非選定理由の説明申請について

　非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して５日（奈良県の休日を定める条例（平成元年３月奈良県条例第３２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

6　候補者の選定

　事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託の委託者を選定するに当たり、提案者を公募し、提案者に対して参加意向申出書等提出後、第４の５の①の上

位５者程度に選定された提案書の提出を求め、最も高得点を獲得したものを最優秀提案者として選定します。

審査に当たっては、提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設置し、当該審査会の審査結果により、本業務の委託先候補者を選定します。

公募型プロポーザルへの参加を希望する場合は、所定の参加意向申出書等及び提案書等を期限までに第３の１に示す場所に提出してください。

なお、詳細は、「事業者協力型広域自家用有償旅客運送調査検討業務委託公募型プロポーザル実施説明書」によります。

7　調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

8　手続における交渉の有無

無

9　契約の不締結

委託先候補者が、参加申込み後契約の締結までに、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

（１）　委託先候補者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

（２）　暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

（３）　委託先候補者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

（４）　委託先候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

（５）　（３）及び（４）に掲げる場合のほか、委託先候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（６）　この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

（７）　この契約に係る購入契約等に当たって、（１）から（５）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（６）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10　契約の解除

契約締結後、契約者について９の（１）から（７）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、９の（１）、（３）、（４）及び（５）中「委託先候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11　その他

詳細は、実施説明書及び仕様書によります。

第５　Summary

1　Subject of open call for proposals : Contracting of work related to the survey and examination of cooperative wide-area private paid passenger transport service in multiple municipalities with the cooperation of transportation operators

2　Deadline for proposal applications by mail : 5:00p.m. on August 8, 2024

3　Deadline for proposal applications in person : 5:00p.m. on August 9, 2024

4　For further information, please contact: Maglev Train and Regional Traffic Division, Infrastructure Management Department, Nara Prefecture
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 JAPAN
TEL　＋81-742-27-8939 (direct line)